

令和6年度 第1回
香取市国民健康保険運営協議会

議案

日時：令和6年8月26日（月）14時～

場所：香取市役所3階301会議室

目 次

議案第 1 号

令和 5 年度香取市国民健康保険事業報告について ··· 1

議案第 2 号

令和 5 年度香取市国民健康保険事業特別会計決算について

(1) 歳入 ··· 6

(2) 歳出 ··· 6

資料 ··· 7

報告第 1 号

香取市国民健康保険条例の改正について ··· 10

報告第 2 号

マイナンバーカードと健康保険証の一体化等について ··· 11

議案第1号

令和5年度香取市国民健康保険事業報告

事項	内容	新規 継続	課・班	主な事業	
				事業詳細	実施月
(1) 資格適用適正化対策の推進 ①届出遅滞者に対し資格得喪の届出を促進	資格得喪の届出の必要性を周知し、賦課については、法定遡及を適用し実施する。	継続	市民課国保班 税務課市民税班	<ul style="list-style-type: none"> 異動の多い4月の前月に制度について広報に記事を毎年掲載 窓口、関係部署で、制度案内パンフレットを配布 	広報 6年3月号
	年金得喪情報を活用し、届出遅滞者に対し、届出の勧奨通知を実施する。	継続	市民課国保班	<ul style="list-style-type: none"> 窓口届出で喪失証明をお持ちでない者には、年金情報により喪失処理 年金得喪一覧から未届者に対し、得喪届の勧奨通知を送付（再通知を含む） 	通年
	所得零世帯、単身・擬制世帯に対し、扶養確認を実施し、適用適正化を図る。	継続	市民課国保班	<ul style="list-style-type: none"> 被用者保険の扶養となる可能性のある世帯に対し、制度案内と調査書を同封し資格異動届の勧奨を実施 	5年12月
	不現住被保険者の資格喪失処理について、税務課と共同で実態調査を行い、職権消除等の処理により資格の適正化を図る。	継続	市民課国保班 税務課市民税班	<ul style="list-style-type: none"> 保険証・納税通知書の未送達の者に対し、個別訪問による実態調査を実施、不現住者については職権消除 	5年12月
②不現住者に対する対応					

事項	内容	新規 継続	課・班	主な事業	
				事業詳細	実施月
(2) 保健事業の推進 ①保健啓発	健康づくりや疾病予防について、効果的な広報活動を実施し、健康意識を醸成し、疾病の予防・重症化予防に努める。	継続	市民課国保班	<ul style="list-style-type: none"> ・健康意識の醸成を図る目的で、広報に毎月健康コラムを掲載 ・市ホームページで、ちばこくほの生活習慣病予防情報提供 ・窓口に健康パンフレットコーナーを設置 	毎月 通年 通年
②特定健診・特定保健指導の実施	メタボリックシンドロームに着目した健診を実施し、健診結果に応じて特定保健指導を行い、生活習慣の改善、生活習慣病を予防する。	継続	市民課国保班 健康づくり課 保健予防班 健康づくり班	<ul style="list-style-type: none"> ・市内32医療機関で実施 ・香取市独自で一日推定塩分摂取量や腎機能検査等を実施、健康づくり課の前立腺がん検査を同時実施 (令和5年度 受診率 40.3%(仮)) 	5年5月～10月
③データヘルス計画に基づく保健事業の実施	<p>特定健診未受診者に対し、条件抽出を行い受診勧奨を促す。 特定健診受診のメリットを啓発していく。</p> <p>20歳以上39歳以下の被保険者に早期介入生活習慣病予防事業・重症化予防事業を実施し、若い世代から疾患の早期発見や重症化予防を図る。</p>	継続 継続	市民課国保班 市民課国保班 健康づくり課 健康づくり班	<ul style="list-style-type: none"> ・保健指導対象者には、中間評価時に血液検査を実施、その他体操教室等案内し、生活習慣改善指導を実施 ・特定健診未受診者の医療受診情報等をAI(人工知能)で分析し、勧奨が効果的な対象者を健康意識の特性別に振分け、それぞれの特性に適した案内文により受診勧奨を実施 ・若年層に早期介入生活習慣病予防を目的として健康診査を、特定健診と同時に実施し、検査結果に応じた個別の保健指導を実施 ・生活習慣病予防のための体操教室等を案内 	5年6月・8月 (早期健康診査) 5年5月～10月 (保健指導) 通年 (体操教室等) 5年7月 ～6年3月

事項	内容	新規 継続	課・班	主な事業	
				事業詳細	実施月
④短期人間ドック助成事業の実施	被保険者の健康の保持増進を図るため、検査費用を助成する。	継続	市民課国保班	<ul style="list-style-type: none"> 助成額は検査費用の10分の7(千円未満切捨て)で3万円を限度 制度周知・利用者拡大のため、ホームページ・広報に助成案内を掲載。検査結果の提示を求め、結果により保健指導を実施 	通年 広報4月・10月
⑤インセンティブを付与した保健事業の実施	生活習慣病予防教室に参加された方を対象に、健康に関する商品を贈呈することで健康増進に継続して取り組むように支援している。	継続	市民課国保班 健康づくり課 健康づくり班	<ul style="list-style-type: none"> 体操教室6回1コース ルティックウォーキング教室3回1コース おいしいうす味教室1回実施 腎臓病予防教室3回1コース 参加動機などを確認するアンケートを実施。参加者が運動継続意識がもてたことを確認。その他教室への要望など、教室参加率向上の参考とした。 	5年7月 ～6年3月

事項	内容	新規 継続	課・班	主な事業	
				事業詳細	実施月
(3) 国保税の収納率向上対策の推進					
①徴収体制の強化	債権一元化・徴収指導員等による徴収体制を強化し、95.00%の目標収納率を目指す。	継続	債権管理課 管理収税班	<ul style="list-style-type: none"> 現年度分の文書催告を3回実施 滞納繰越分は、随時文書催告を実施 	(現年分催告書) 5年4月、 5年10月、 6年1月、
②収納率の向上	口座振替拡充を図るため、広報及び市窓口で積極的に口座振替をPRして推進する。	継続	債権管理課 管理収税班 市民課国保班	<ul style="list-style-type: none"> 広報に口座振替手続きについての記事を掲載 来庁者に対して口座振替を推進 市民課窓口のモニターで啓発 	(広報)8月 随時 5年7月
③迅速・徹底した調査、滞納処分	速やかに徹底した調査を実施、財産発見時には担税力に応じた滞納処分を実施する。	継続	債権管理課 管理収税班	・財産調査を行い、厳正・的確な滞納処分を執行した。執行停止要件に該当する者は計画的に停止処理した。	随時
④検討会開催と積極的な滞納整理	懸案事項を担当者だけに任せ切りにせず、定期的に検討会を開催し情報を共有し滞納整理を停滞させない。	継続	債権管理課 管理収税班	・定期的に班内会議を開催、滞納処分状況等の確認を行い、情報共有と意思疎通を図った。	随時
⑤差押実施及び換価処分	年間をとおして財産調査を実施し、発見後の速やかな差押、換価処分を行い、徴収率の向上を図る。	継続	債権管理課 管理収税班	<ul style="list-style-type: none"> 催告書を滞納者に送付 財産調査を実施し、速やかに滞納処分を実施 	(送付)随時 (処分)随時

事項	内容	新規 継続	課・班	主な事業	
				事業詳細	実施月
(4) 医療費適正化対策の推進	重点項目を設定、医療事務有資格者の点検員によるレセプト点検の強化、徹底を図る。	継続	市民課国保班	<ul style="list-style-type: none"> 点検重点項目を強化し項目別・病院別一覧表を作成、効率的な点検を実施 	通年
①レセプト点検実施体制の強化					
②医療費通知	医療費通知を発送し、健康に対する認識と併せ、国保制度の理解を図り適正受診を促す。	継続	市民課国保班	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員の受診日数や総医療費の額等について、年2回世帯主宛てに送付。 	広報1月 5年6月 、6年1月
③ジェネリック医薬品使用促進	ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額について通知を行い、ジェネリック医薬品の利用を促進する。	継続	市民課国保班	<ul style="list-style-type: none"> 医師会及び薬剤師会に協力を依頼、一定額以上の差額ができる方を対象に差額通知を年2回送付 	広報8月 5年6月 、5年11月
④第三者行為等によるレセプト点検の充実	第三者行為の疑いのあるレセプトの抽出、該当者の特定、求償事務の適正化を図る。	継続	市民課国保班	<ul style="list-style-type: none"> 受診原因の確認、調査を実施し該当者の管理台帳を作成 	通年
⑤重複・頻回受診及び多剤服薬者の保健指導の実施	重複・頻回受診及び多剤服薬者のレセプトを抽出、訪問指導業務実施要領に基づき適正受診の指導を実施する。	継続	市民課国保班	<ul style="list-style-type: none"> 重複・頻回等受診対象者をレセプトより抽出。保健師の自宅訪問により実態把握し、適正受診の指導を実施。 	6年3月

議案第2号

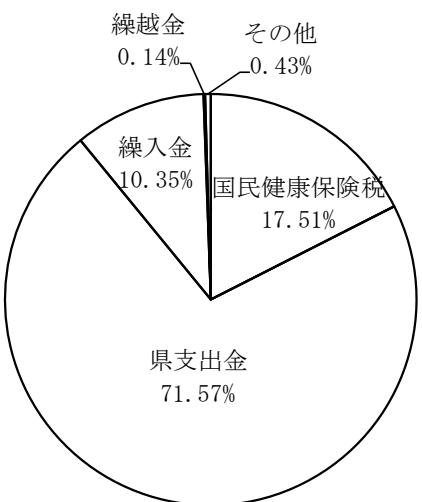
令和5年度 香取市国民健康保険事業特別会計決算

(1) 島入

科 目	年 度	令和5年度				令和4年度				令和3年度			
		決 算 額	一人当り	割 合	増 減 率	決 算 額	一人当り	割 合	増 減 率	決 算 額	一人当り	割 合	増 減 率
歳 入	国民健康保険税	1,654,716	97,108	17.51%	△9.99%	1,838,357	102,256	18.78%	△4.78%	1,930,705			
	国庫支出金	389	23	0.00%	425.68%	74	4	0.00%	△97.86%	3,451			
	県支出金	6,765,409	397,031	71.57%	△1.73%	6,884,659	382,949	70.33%	△1.03%	6,956,602			
	繰入金	978,193	57,406	10.35%	△1.95%	997,663	55,494	10.19%	9.69%	909,541			
	繰越金	12,872	755	0.14%	△13.64%	14,905	829	0.15%	△70.29%	50,165			
	その他の収入	40,544	2,379	0.43%	△25.03%	54,082	3,008	0.55%	3.44%	52,281			
歳入合計		9,452,123	554,702	100.00%	△3.45%	9,789,740	544,540	100.00%	△1.14%	9,902,745			

(決算額：千円 / 一人当たり：円)

【構成比 グラフ】

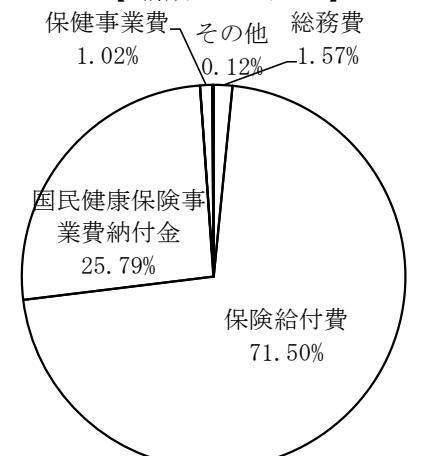


(2) 島出

科 目	年 度	令和5年度				令和4年度				令和3年度			
		決 算 額	一人当り	割 合	増 減 率	決 算 額	一人当り	割 合	増 減 率	決 算 額	一人当り	割 合	増 減 率
歳 出	総務費	146,726	8,611	1.57%	△1.72%	149,289	8,304	1.58%	0.63%	148,358			
	保険給付費	6,678,053	391,904	71.50%	△1.67%	6,791,473	377,766	72.04%	△1.37%	6,885,540			
	国民健康保険事業費納付金	2,408,947	141,370	25.79%	1.10%	2,382,709	132,535	25.28%	△1.62%	2,421,855			
	保健事業費	94,714	5,558	1.02%	9.42%	86,558	4,814	0.92%	22.78%	70,498			
	その他の支出	11,115	652	0.12%	△35.66%	17,275	961	0.18%	△24.01%	22,733			
	歳出合計	9,339,555	548,096	100.00%	△0.93%	9,427,304	524,380	100.00%	△1.27%	9,548,984			

(決算額：千円 / 一人当たり：円)

【構成比 グラフ】



収支差引（形式的収支）

112,568 千円

うち基金繰入額

102,756 千円

翌年度へ繰越

9,811 千円

資料

令和5年度 香取市国民健康保険事業特別会計決算

1. 歳 入

(単位 : 円)

科 目	決算額	説 明
国民健康保険税	1,654,716,111	
一般被保険者	1,654,504,577	医療給付費分 1,143,842,112 後期高齢者支援分 372,646,392 介護納付金分 138,016,073
退職被保険者等	211,534	医療給付費分 135,419 後期高齢者支援分 39,800 介護納付金分 36,315
国庫支出金	389,000	
		災害臨時特例補助金 64,000 出産育児一時金臨時補助金 171,000 システム整備費等補助金 154,000
県支出金	6,765,409,432	
		保険給付費等交付金（普通） 6,642,577,432 保険給付費等交付金（特別） 122,832,000
繰入金	978,192,744	
一般会計繰入金	549,870,744	保険基盤安定繰入金 399,724,829 その他一般会計繰入金 150,145,915
基金繰入金	428,322,000	財政調整基金繰入金 428,322,000
繰越金	12,871,647	前年度繰越金 12,871,647
その他の収入	40,544,088	
		督促手数料 36,100 財政調整基金積立金利子 5,875 税延滞金 31,534,198 第三者加害損害賠償納付金 2,444,506 不当利得等返納金 4,958,509 雑収入等 1,564,900
歳 入 合 計	9,452,123,022	

資料

令和5年度 香取市国民健康保険事業特別会計決算

2. 歳出

(単位：円)

科 目	決算額	説 明
総務費	146,725,886	
		総務管理費 138,062,098 徴税費 8,555,788 運営協議会費 108,000
保険給付費	6,678,052,952	
療養給付費	5,690,222,319	一般被保険者 5,690,222,319 退職被保険者等 0
療養費	31,471,793	一般被保険者 31,471,793 退職被保険者等 0
審査支払手数料	11,334,074	診療報酬診査支払手数料 11,334,074
高額療養費	920,499,722	一般被保険者高額療養費 920,094,423 退職被保険者等高額療養費 0 一般被保険者高額介護合算療養費 405,299 退職被保険者等高額介護合算療養費 0
移送費	0	移送費 0
出産育児諸費	15,917,541	出産育児一時金 33件 15,911,241 支払手数料 6,300
葬祭費	8,550,000	5万円×171件 8,550,000
傷病手当金	57,503	傷病手当金 57,503
国保事業費納付金	2,408,947,611	
		医療費給付分 1,659,301,834 後期高齢者支援金等分 543,851,224 介護納付金分 205,794,553
共同事業拠出金	293	退職者医療共同事業拠出金 293
保健事業費	94,713,912	
		特定健康診査等事業費 66,996,690 保健衛生普及費 27,717,222
その他の支出	11,114,575	
		財政調整基金積立金 5,875 保険税還付金・加算金・償還金 10,933,700 返納金 8,000 一般会計繰出金 167,000
歳出合計	9,339,555,229	

資料

3. 国民健康保険の加入状況

令和5年度末現在

世帯数			人口		
総数	加入世帯数	加入率(%)	総数	被保険者数	加入率(%)
31,339	11,103	35.43	70,243	17,040	24.26

4. 保健事業

短期人間ドック助成事業
643件 18,894千円

検査費用の70%
(上限3万円)

5. 保険税の税率

医療分			後期高齢者支援分		介護納付金分	
所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)
6.6	20,000	24,000	2.3	10,000	1.9	14,000
限度額：65万円			限度額：22万円		限度額：17万円	

報告第1号

香取市国民健康保険条例の一部改正について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年6月9日法律第48号）」の公布により、国民健康保険法が改正されたことに伴い、香取市国民健康保険条例に規定する被保険者証の返還に係る世帯主への罰則の規定を削除するため、下記のとおり、改正するものです。

香取市国民健康保険条例の一部改正（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>第12条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした</u> _____場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。</p>	<p>第12条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない</u>場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化等について

マイナンバー法等の一部改正法により、現行の被保険者証は令和6年12月2日に廃止となります。令和6年12月2日以降は、新規の被保険者証は発行されず、原則、健康保険証利用登録の済んだマイナンバーカード（以下、マイナ保険証）で医療機関を受診することになります。マイナ保険証を保有していない方には「資格確認書」が交付され、引き続き保険診療を受けることができます。

1、「資格確認書」の取り扱いについて

（1）資格確認書の様式

- ・カード型、ハガキ型、A4型から保険者が選択。香取市では、現行の被保険者証と同様のカード型を選択。（別紙1）

（2）資格確認書の交付対象者

原則、本人の申請に基づき交付。ただし、当面の間、次に該当する者へは職権にて交付。

- ・マイナ保険証を保有していない者
- ・マイナンバーカードを返納した者、マイナンバーカードを更新中や紛失した者
- ・マイナ保険証の利用登録解除した者、電子証明書が有効期限切れの者
- ・DV被害者等で自己情報が閲覧できない設定となっている者
- ・要配慮者で申請により資格確認書を交付された者の更新時

（3）その他

- ・有効期限は最長5年以内で保険者が設定するが、負担割合の変更・資格の適正化の観点より現行の被保険者証と同じ1年間での運用予定。

2、「資格情報のお知らせ」について

マイナ保険証保有者が、自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や負担割合変更時等に交付します。マイナ保険証の利用ができない医療機関を受診した際はマイナ保険証とともに資格情報のお知らせを提示することで、受診できます。（原則、資格情報のお知らせのみでは受診はできません。）

（1）資格情報のお知らせの様式（別紙2）

- ・A4サイズ
- ・被保険者番号、保険者名、氏名、負担割合等を記載

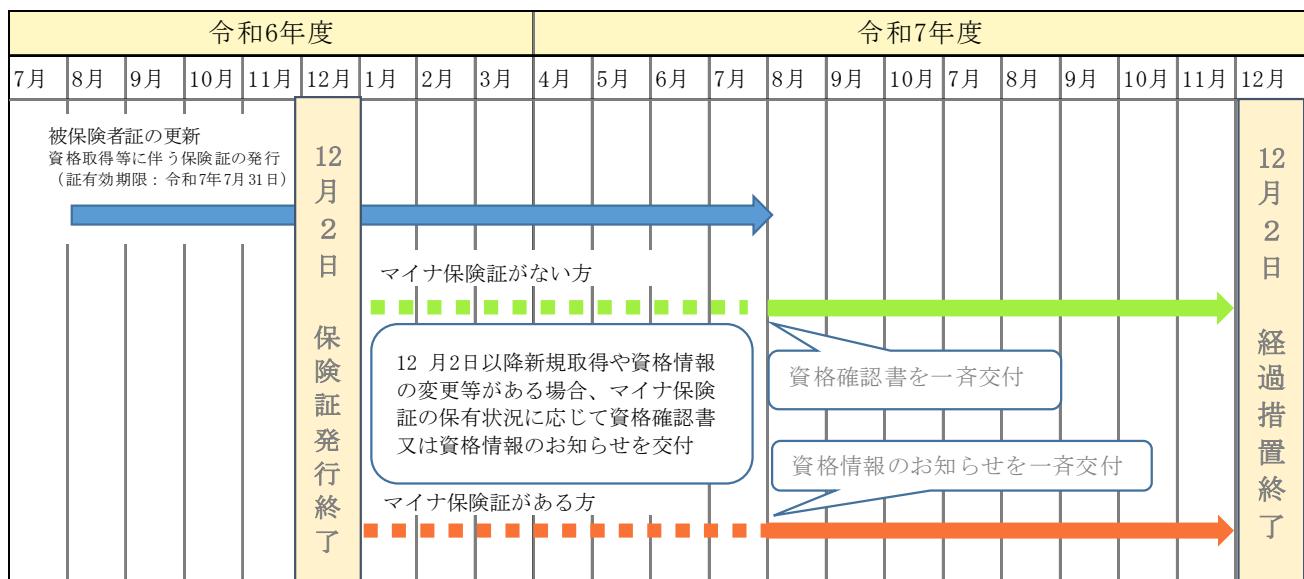
（2）資格情報のお知らせの交付対象者

- ・マイナ保険証保有者（資格確認書が交付されている者には交付されない）

3、現行の被保険者証の有効期間について

発行済みの被保険者証については、被保険者証廃止後、1年間（有効期限が先に到来する場合は有効期限までの間）、有効とみなす経過措置が設けられています。

香取市では、令和6年8月に、原則、令和7年7月31日まで有効の被保険者証を発行しているため、最長で令和7年7月31日までは現行の被保険者証も使用できます。なお、70歳・75歳到達などにより、有効期限が短い場合があります。



4、「特別療養費に変更する旨の事前通知」について

現行の被保険者証では、過年度分保険税滞納者に対して短期被保険者証（有効期間の短い被保険者証）を、交付しているが、マイナ保険証になるため短期被保険者証は廃止となります。

また、保険税の納付が1年以上確認できない滞納者に対して交付していた資格証明書（※）に代えて、今後は特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を交付します。

※資格証明書…現物給付を取りやめ、特別療養費の支給（10割支払い後償還払い）をする。

5、今後の予定

令和6年12月まで

各法令等の改正

システムの改修

令和7年7月ごろ

資格確認書・資格情報のお知らせを一斉交付

別添 1 様式例：必須記載事項のみ（カード型）

(表 面)

○ ○ 都道府県 國民健康保険 資格確認書	有効期限 年 月 日 発効期日 年 月 日						
記号	番号 (枝番)						
氏名	性別						
生年月日	年 月 日 負担割合 割						
適用開始年月日	年 月 日						
交付年月日	年 月 日						
世帯主氏名							
住所							
保険者番号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>						
交付者名	印						

(裏面)

備考	<table border="1"><tr><td></td></tr></table>	
<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。</u> 2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。</u> 3. 私は、臓器を提供しません。 <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p style="text-align: center;">【 心臓・肺・肝臓・腎臓・胰臓・小腸・眼球 】</p> <p>[特記欄 : 署名年月日 : 年 月 日]] </p> <p>本人署名（自筆） : _____ 家族署名（自筆） : _____</p>		

(整理番号)XXX_XXX_XX
(種別)ご本人(被保険者)様/ご家族(被扶養者)様

様式1
(5情報一致等)

佐藤 太郎 様

(保険者名)
(保険者番号)

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします（令和6年○月○日時点）。なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合	3割		
資格取得年月日	平成○年○月○日		
保険者名	○○		

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

– マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら –



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は次のとおりです（12桁のうち下4桁のみ表示）。万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自分の個人番号（マイナンバー）の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

**** **** 6825

右を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ

令和○年○月○日発行
(保険者名)
(保険者番号)

記号 000 番号 00000000 (枝番) 00
氏名 佐藤 太郎
負担割合 3割

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です